

佐賀県告示第百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十四年四月六日

佐賀県知事 古 川 康

一 施行者の名称

唐津市

二 都市計画事業の種類及び名称

唐津都市計画下水道事業 唐津市公共下水道（浜玉処理区）

三 事業施行期間

昭和六十三年十月二十八日から平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地

- (一) 収用の部分
変更なし

- (二) 使用の部分

昭和六十三年佐賀県告示第六百十六号、平成八年佐賀県告示第五百五十三号、平成十三年佐賀県告示第五百二十八号及び平成十九年佐賀県告示第六百十五号の事業地のうち唐津市浜玉町五反田字水車、浜崎字大西浦、南山字樋口及び字玉島、横田上字江川、字金竹、字常松及び字持安並びに横田下字吉田、字鳥越、字千居及び字高虹地内において事業地を変更する。